

令和6年度 第1回 村上市地域公共交通活性化協議会運賃等協議分科会 会議録

1. 開催日時：令和6年8月5日（月） 午後1時05分から午後1時50分

2. 開催場所：マナボーテ村上 2階 大・中会議室

3. 出席者：（※敬称略）

【出席委員】 鈴木委員、大滝(徳)委員（株瀬波タクシー常務取締役 高橋ムツ子 代理出席）、川内委員、渋谷委員、菱田委員、稲葉委員、佐藤(巧)委員、佐藤(寿)委員、齋藤(甲)委員、伴田委員、加藤委員、佐野委員、塩原委員、渡辺委員、志田委員、小川委員

【欠席委員】 平野委員

【事務局】 須賀、山田、須貝、天井、星（村上市企画戦略課）

4. 傍聴者：0人

5. 会議次第

1 開会

2 挨拶（会長）

3 報告事項

報告1 意見募集結果…【資料No.1】

4 議事

議題1 のりあいタクシー及びあべっ車（コミュニティバス）運賃…【資料No.2】

5 その他

6 閉会

6. 会議資料

No	資料名	備考
1	次第	事前配布
2	出席者名簿、座席表	当日配布
3	報告1 意見募集結果【資料No.1】	事前配布
4	議題1 のりあいタクシー及びあべっ車（コミュニティバス）運賃【資料No.2】	事前配布
5	議題1 のりあいタクシー及びあべっ車（コミュニティバス）運賃【追加資料】	当日配布

議事次第

1 開 会

○山 田 事 務 局 長：それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回村上市地域公共交通活性化協議会運賃等協議分科会を開会いたします。

開会に当たり、本分科会長の長岡技術科学大学大学院、佐野教授からご挨拶申し上げます。

2 挨 拶（会長）

○佐 野 会 長：皆さん、こんにちは。長岡技術科学大学の佐野と申します。法律で以前は地域公共交通活性化協議会において運賃の議論しておりましたけども、別に分科会をつくって、そこで議論することになりました。お手数をかけるとは思います。よろしくお願いします。

○山 田 事 務 局 長：それでは続きまして、次第3、報告事項に入る前に、本協議会の成立についてご報告いたします。本日の会議ですが、平野委員から欠席の旨連絡をいただいております。それから、渋谷委員がまだお見えになっておりません。本日、委員総数17名のうち15名の委員の出席をいただいておりますので、本日の会議は分科会規則第4条第2項の規定により成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、報告事項に入ります。分科会会議規約第4条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、会長から議事の進行をお願いいたします。

3 報告事項

報告1 意見募集結果

○佐 野 会 長：それでは、議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項1について、事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局：それでは、資料ナンバー1、運賃改定に対する意見募集結果をご覧ください。前回の第2回活性化協議会で説明させていただきました運賃改定の内容を市のホームページに掲載しまして、電子申請の方法で意見をお聞きいたしました。期間は、令和6年7月2日から7月8日の7日間でございます。意見の提出者数は8人ございました。

意見の概要としましては、物価上昇等による運賃の増加はやむを得ない。また、安くなり、便利になるという肯定的な意見がございました。その一方、値上がりとなるならば使わないというような否定的なご意見もいただきました。また、低所得者や高齢者の経済的負担を考慮すべきとの意見、また学割制度の適用を求める意見がございました。

市としては、まずは運賃の簡素化により、市全体で公平かつ使いやすいサービスの提供を目指したいと考えております。その結果、一部ご負担をお願いするところもございますが、まずは原案のとおり運賃改定をさせていただきたいと考えております。また、この改定に合わせて乗降場所の追加など利便性の向上にも取り組むとともに、行政負担と収入のバランスを考慮しながら、引き続き持続可能な公共交通を目指してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

○佐 野 会 長：ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明に関して何かご質問等ご

ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○佐野会長：ないようですので、議事に入りたいと思います。

4 議事

議題1 のりあいタクシー及びあべっ車（コミュニティバス）運賃

○佐野会長：議題1について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、議題1、のりあいタクシー及びあべっ車（コミュニティバス）運賃でございます。

まず、この議題に入る前に、前回の資料の考え方ということで、もう一度確認させていただきたいのですが、追加資料をご覧ください。運賃改定の考え方としましては、交通モードの違いによってすみ分けを行っていききたい。それから、これまで居住地によって、同じサービスを受けるのにも大分格差がございましたので、その格差を圧縮し、より分かりやすく使いやすい運賃に変えていききたいということで、今回行わせていただくものでございます。運賃改定のイメージをご覧ください。バスを一番安い料金としまして、のりあいタクシーをバスとタクシーの間となるような設定とさせていただいております。表のとおり、このように改定をさせていただきたいと考えております。

それでは、これから運賃の内容についてお諮りさせていただきますが、道路運送法の改正により、1事業者ごとに協議するという事になってございますので、まず最初に藤観光タクシーさんから行いたいと思いますので、そのほかの事業者さんのほうは一旦退席していただきますようよろしくお願いいたします。控室は、通路の向かい側の小会議室になっておりますので、よろしくお願いいたします。1事業者ごとなので、まず藤さん以外は一旦退席をお願いいたします。

(岩船タクシー、瀬波タクシー、はまなす観光タクシー、新潟交通観光バス退席)

○事務局：それでは、改めまして3ページ目をご覧ください。デマンド型乗合タクシーに関する運賃でございます。こちらのほう、これまで100円から1,200円という設定がございましたが、これを6キロ未満を300円、6キロを超えるものは600円ということで、2段階に設定させていただきたいと思います。また、高速のりあいタクシーについては、一律1,000円ということで改正をさせていただきたいと考えております。運賃の割引も同様に、これまで山辺里地区だけ、山辺里地区通院のりあいタクシーだけ高校生の割引というものがございましたが、利用もありませんし、同様のサービスということで、のりあいタクシーの割引にあるとおり統一させていただきたいと考えてございます。

事業別運賃としましては、藤観光タクシーさんの部分は、別紙1ののりあいタクシー利用運賃表でございます。こちら細かくなっておりますが、300円と600円ということで、目的地に合わせまして設定をさせていただきたいと考えてございます。また、高速のりあいタクシーについては、1,000円に統一させていただきたいと考えてございます。

以上、まず藤観光タクシーさんの分についてお諮りいたします。よろしくお願いいたします。

- 佐野会長：ありがとうございました。ただいまのご説明に関して何かご質問ございますでしょうか。
- 齋藤委員：（２）の中の介添え人の関係なんですが、乗降に介助が必要な場合の介添え人については無料ということですが、この辺の判断というのはどちらでやるのでしょうか。
- 事務局：乗降を1人でできないということでございます。こちらについては、まずご本人の申請、まずそれは1つ判断基準かと思っておりますし、あとタクシー事業者さんのほうでいろいろな利用者の方見ていて、お手伝いする場面があると思います。そこで、次回からは介添え人をつけてくださいとかいう場合もございますし、それは何か一律の基準を設けているとか、そういったことではございませんので、あくまで本人の状態はこうだから、介添え人を無料にしてくださいというような申出をいただいて、そこで判断していくと考えております。
- 齋藤委員：利用する人が申出をするという意味ですか。
- 事務局：はい。ご本人の状態は、やっぱりご本人しか分かりませんので、それはあくまでもご本人の言っている状態をまず信頼してといたしますか、そこら辺はそのように対応していきたいと考えております。
- 佐野会長：これによると、対象者はいろいろな障害者手帳とかお持ちの方の中でということですか。
- 事務局：そうです。前提としてそういった手帳、3障害と介護保険被保険者証の手帳をお持ちの方というのが前提でございます。
- 齋藤委員：それを提示していただいて。
- 事務局：はい。
- 佐野会長：ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。
（異議なしの声あり）
- 佐野会長：ご異議がないようですので、ご提案のとおり承認することに決定したいと思います。どうもありがとうございました。
- 事務局：藤観光タクシーさんの分についてはこちらで終わりとなりまして、また同様に審議させていただきたいと思います。藤観光タクシーさん、1回退場お願いいたします。
（藤観光タクシー退席、岩船タクシー入場）
- 佐野会長：それでは、ご説明お願いいたします。
- 事務局：同様に3ページ目のデマンド型乗合タクシーの運賃に関する部分でございます。今回の事業者さんは岩船タクシーさんでございまして、該当する料金の区分は2ページ目でございます。神林地区通院対応のりあいタクシー、それから高速のりあいタクシーでございます。説明の内容は、前回の藤観光タクシーさんの内容と同じでございます。よろしくお願いいたします。
- 佐野会長：ありがとうございます。ただいまのご説明について何かご質問ございますでしょうか。
（異議なしの声あり）
- 佐野会長：ご異議がないようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。どうもありがとうございました。
（岩船タクシー退席、瀬波タクシー入場）

- 佐野会長：ご説明お願いいたします。
- 事務局：引き続きデマンド型乗合タクシーに関する部分でございます。今回は、瀬波タクシーさんの分でございます、3ページの料金表となります。こちらについて、よろしくをお願いいたします。
- 佐野会長：ただいまのご説明に関して何かご質問ございますでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 佐野会長：特にご異議がないようですので、提案どおり承認することに決定いたします。
どうもありがとうございました。
(瀬波タクシー退席、はまなす観光タクシー入場)
- 佐野会長：それでは、ご説明お願いいたします。
- 事務局：引き続きご審議をお願いします。デマンド型乗合タクシーに関する部分でございます、3ページの内容、それから10月から新たに村上一寒川のりあいタクシーというものが開始されます。4ページでございます。こちらについても併せてご審議をお願いします。
まず、村上一寒川のりあいタクシーについては4ページ目に料金のほうを記載してございますし、そのほかの事業といたしまして、山辺里地区通院対応のりあいタクシー、瀬波地区通院対応のりあいタクシー、こちらのほう4ページに記載してございます。内容は、先ほど来の説明と同様でございます。よろしくをお願いいたします。
- 佐野会長：ありがとうございました。ただいまのご説明に関して何かご質問ございますでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 佐野会長：ご異議がないようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
どうもありがとうございました。
(はまなす観光タクシー退席、新潟交通観光バス入場)
- 佐野会長：それでは、ご説明お願いいたします。
- 事務局：1ページをご覧ください。あべっ車、コミュニティバスに関する運賃の説明をさせていただきます。
こちらについては、これまで新潟交通観光バスさんの自主運行ということで行っていた路線のうち、関川から接続する路線を除いて、全てコミュニティバス、委託事業に変えようということで、改めて料金は設定するものでございます。
2番目、あべっ車に関する運賃ということで、こちらも分かりやすく変えていこうということで、ゾーンを区切って、それをまたぐごとに100円ということで加算していくようなゾーン制運賃を導入したいと考えております。村上市内ですと村上・瀬波地区、それから山北・朝日地区、岩船地区とございます。神林から結ぶ路線については、引き続き新潟交通観光バスさんの自主路線ですので、これまでどおりということで、ゾーンの設定はありません。
(2)、あべっ車の定期券です。こちらのほうを発行させていただきます。こちらについては、山北のほうで実施しているコミュニティバスの定期券と同じ額ということで販売させていただきたいと思っています。
2ページ目をご覧ください。そのゾーンをまたぐバス停でございます。まず、村上・瀬上地区、岩船地区については、岩船港鮮魚センター前のバス停、こ

ちらで料金を区切りたいと考えております。例えば村上から岩船港鮮魚センター前までですと100円、それを超えると200円、逆に岩船地区のほうから岩船港、粟島汽船に乗って、それから岩船港鮮魚センターまで行くのも100円、それを超えると100円というような考え方でゾーンを設定させていただきたいと考えております。村上・瀬波地区、山北・朝日地区についても同様でございます。こちら何系統かございますので、小川のバス停、古渡路のバス停、古渡路国道のバス停ということで計4つあるんですが、そちらのほうを設定させていただきたいと考えてございます。

それから、追加資料の裏面、2ページ目ご覧ください。あべっ車に関する運賃ということで、回数券を発行させていただきます。こちらについては、1,200円分が1,000円ということで販売をしたいと考えております。以上でございます。

- 佐野会長：ご説明ありがとうございました。ご質問ございましたらお願いいたします。
- 加藤委員：高校生の半額の扱いはどうされますか。
- 事務局：高校生の半額については、運賃が安くなるということで、導入はしないということで考えてございます。よろしく申し上げます。
- ちなみに、今年4月から7月までの利用状況を見ていますと、やっぱりどうしても値上げという方はいらっしゃるんですが、全体としますと9%の方が値上げということになりますが、ご理解をお願いしたいと思っています。
- 加藤委員：10%って言いましたか。
- 事務局：9%。そのほかの方は値下げとなりますので。
- 加藤委員：これって子供料金ってあるんですけど。
- 事務局：あります。小学生以下は半額。未就学児は無料。
- 鈴木委員：下関線は、今の話ですと変わらずということなんですけども、やはり例えば新町から村上駅までのご利用のお客様だと、新しい運賃だと100円ということで、今既存の関川線、残るやつですと160円になってしまうんですが、それはお客様利用路線バス違うのでということで、やっぱり対応していけばよろしいんでしょうか。
- 事務局：あくまで委託路線に限る部分でございますので、今委員がおっしゃっていただいたのは新潟交通観光バスさんの自主路線なので、そこはそのままということでお願いします。
- 鈴木委員：あと、この運賃の質問、またちょっと話とは違うんですけど、あべっ車というこの呼び方なんですけど、ちょっとお客様だと、あべっ車イコールまちなか小回り、大回りというようなイメージが強いのかと思うんですけど、これからはもう村上管内走る路線はみんなあべっ車という通称の、コミュニティバスイコールあべっ車というような感じでお客様に周知していけばよろしいんでしょうか。
- 事務局：その方向で浸透させていきたいと思っておりますので、ご協力お願いします。
- 鈴木委員：分かりました。以上です。
- 佐野会長：お願いします。
- 伴田委員：今日もらった資料のところの、今日配付された資料と、この後の会議のところの資料にも出てきていたんですけども、存制運賃って書いてあるんですよ。これは、今初めて分かったんですけど、ゾーン制の間違いですね。

- 事務 局：はい、ゾーン制。
- 伴田 委員：路線バスはこれまでの対キロ制運賃から存制運賃、この意味がちょっと私分からなくて。
- 事務 局：すみません。ゾーンです。申し訳ございません。
- 伴田 委員：ゾーンですよね。ゾーンの間違いですよね。
- 事務 局：はい。
- 伴田 委員：それで、質問なんですけれども、岩船地区と瀬上地区の境界、ゾーンの、何で鮮魚センターのところがゾーンの境界なんでしょう。地区でいうと、岩船地区というのは瀬波温泉3丁目までが岩船地区で、そのあれからいうと、スケートパークまでが岩船地区のような気がするんですけども、この理由を教えてくださいたいんです。
- 事務 局：そこら辺は悩ましいとこだったんですが、観光客の方の利用状況を考えると、鮮魚センターまでというのが1つ目的地かと思ひまして、そこまでどっちからでも100円で行けるといふふうになると利便性は高いと考え設定しました。確かに本当にスケートパークというところも子供たちの利用もあるのですが、こちらにしたということでございます。
- 伴田 委員：私なんかの感覚からすると、栗島汽船も通るわけですし、観光という観点からいうと、温泉の入り口まで行けたほうがいいような気がするんですけども。岩船地区の人は、逆に鮮魚センターまでだと100円区間はまずほぼ利用しないんじゃないかという気がします。温泉まで行けば乗ろうかという、温泉に行くと、例えばスケートパークまで行くと200円になっちゃう、そういう感覚がするような気がすると思うんですけども。
- 事務 局：今後の利用状況を見ながら、どこがいいのかということも検討していきたいと思ひます。貴重なご意見ありがとうございました。
- 佐野 会長：どこの停留所からどこの停留所の利用が多いとか、今回は分かりませんが、ボーダーを超えて2バス停しか行かない人から200円取るというのいろいろ問題かと思ひますので、その辺はまた再度ご提案いただくということなんですか。
- 事務 局：まずはこの案で始めさせていただいて、その後状況を見ながら、また境界決め直すということもあるのかと考えております。
- 佐野 会長：取りあえずはもう決めてしまうと。これは、いつからなんですか。
- 事務 局：10月1日からです。
- 佐野 会長：ちょっと明らかに問題あるのはどうかとは思ひんですけども、ちょっと私実態よく分かりませんので、新潟交通さん、何か分かりますか、利用者について。
- 鈴木 委員：岩船のですか。
- 佐野 会長：はい。
- 鈴木 委員：いや、特に問題は無いと思ひます。村上市さんがおっしゃる説明で境界がこういうふう設定されたというのが分かるので、特に現場としてはそれでいいのかと思ひます。
- 佐野 会長：分かりました。また問題があれば修正いただくということで、この案でお認めいただくということよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

○佐野会長：ありがとうございます。

5 その他

○佐野会長：本日の議事は以上でよろしいでしょうか。

○加藤委員：ちょっと確認なんですけど、山北のほうで議論したときとちょっと違うと思うのは、このデマンド型の乗合タクシーを利用できる人というのは、自分で乗り降りできる人という制限はないんですね。

○事務局：1人で乗り降りできる人が前提ですが、乗り降りできない方は、介添え人を無料にしますから、乗ってくださいというようなスタンスなんですけれども。

○加藤委員：でも、基本的には自家用有償の、山北のほうの場合だと、まず一応福祉車両という形で前年度、3月いっぱいまでは市の職員の皆さんが走っていたんですけど、それがなくなるのでということもあって、自家用有償も、今まで福祉の輸送として扱っていた分を補ってね的な、ちょっとグレーの部分があるんですよ。だから、それが介添えする人は無料ですよということであれば、もうそういう人たちも介助する人がいればどんどん利用してねというような感覚と、山北の場合のほうとはちょっと違うんですよ。それで、結局個別に、一応個人情報の問題もあるので、この人は介護認定があるとか、ないとか、介助が必要だとか、必要でないとかというのは、そんなに多くないかもしれないので、サンプル的に多くないかもしれないので、個人情報の絡みもあるので、1件ずつ丁寧に積み重ねるしかないねというような解釈だったと思うんですけど、その辺はこれに関してはどうなんですか。

○事務局：その辺、これに関しては、山北のように民生委員の方からご協力をいただいて、その人の介護の状況だとか、そういったものは収集とかは、そういうことは考えておりません。やっぱりご自身の判断で利用していただくというのが前提になっています。

○加藤委員：でも、そうすると個人個人によって、判断の差が随分出そうな気がするんですよ。その辺は、ですから福祉のほうで一応、判定はできないですよ、難しい問題ですけど、その辺はやっぱりやりながらちょっと考えていかなきゃいけないですかね。

○事務局：タクシー運転手の負担軽減策として、介添え人の方がいるのであれば利用していただけますが、介添え人がおらず、ご自身で乗降できないよというのであれば、やっぱり乗降はお断りする部分もございますので、その辺は一律何か基準を持っているとか、そういうことではございませんが、そういう前提で運行していきたいと思っています。

○加藤委員：もう一つ大事なのは、この介護の認定は、多分軽くなることはないと思うんです。どんどん増していくような状況と思うんです。最初は、これを利用し始めたときは割と元気だけれども、途中でだんだんいろいろな病気やら何やら年齢やらで重くなってくるという部分はあるので、誰かがやっぱりどこかでちゃんと見守るといえるか、その辺、その人の状況を把握できるような形も必要かとは思っています。それは、直接交通のどうする、こうするとは関係ないかもしれないんですけども、横断的に福祉関係のほうの部署と連絡取れるような形にしておいてというのが必要かと思うんですけど。

○事務局：なかなか個人の状況を把握するということころまでは難しいかもしれませんが、そういったことはやっぱり将来的には頭に置いていかなければいけない

と思っております。ありがとうございます。

○佐野会長：ありがとうございました。そのほか事務局、また委員の皆様から何かございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○佐野会長：ないようであれば、私の進行を終わらせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

6 閉会

○事務局：ありがとうございました。続きまして、活性化協議会のほう開催されます。こちらについては、14時10分からですので、しばらくご休憩お願いいたします。ありがとうございました。

(午後 1 : 5 0 終了)